

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
小浜市	遠敷地区 遠敷、金屋、国分、高塚（平場）	平成26年3月	令和5年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64	ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	54	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	5	ha

2 対象地区の課題

(1) 現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、小浜市東部に位置し、北は一級河川の北川を挟み、東は二級河川遠敷川沿いに農地が形成され、国道27号やJR小浜線の北に広がる農業地域であり、比較的水はけが良い農地である。 ・当該地区は、北陸新幹線に伴う農地の転用期待が大きい他、土地所有者が担い手を選ぶ傾向が強いため、農地の集積・集約が進まず、複数の担い手や個人農家による分散錯圃の状態にある。 ・昭和中期に土地改良事業が行われ、1枚あたりの圃場面積は20a～30a程度であり、耕作条件の良い農地であるが、土地改良事業の実施から相当の年数が経過しており、施設の老朽化が著しい状況である。 ・多面的機能支払交付金の取り組み組織と担い手間の連携が構築されておらず、担い手に係る耕作以外（草刈り、農業用施設の維持管理）の作業負担が多くある。 ・当該地域は、北陸新幹線に伴う農地の転用期待があることから、農地所有者の利用権設定が進んでいない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者4法人（（株）百里水郷農園等）と認定農業者4名を含む個人の担い手6名を地域の中心経営体と位置づけ、集落の農地を集積・集約化していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

(1) 農地の利用調整と農地等の地域資源管理の最適化 <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域は複数の地区をまたいでいることから、多面活動組織である（一社）遠敷高塚環境保全推進会が主体となり、農地の利用調整や地域ぐるみで担い手を下支えする活動組織として再編し、中心経営体と地元住民の連携による持続的な農業の発展に取り組む。
(2) 農地中間管理事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線に伴う農地の転用期待があることから、新駅周辺の土地利用方針が出るまで農地中間管理事業の活用は難しいが、担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。